

自治会情報通信機器整備補助金

自治会インターネット接続サー

ビス等利用料補助金

## 申請手順の手引き

最終改訂

令和3年9月



## 目次

1. 補助金の目的について …P1
2. 申請できる団体 …P1
3. 補助の対象となる事業 …P1
4. 補助金額について …P1
5. 補助の対象となる機器の具体例 …P2
6. 補助金交付の条件 …P2

### 情報通信機器整備補助金の申請手続

7. 申請手続の流れ …P3
8. 申請手続の内容 …P4
9. 申請書類記入例 …P8

### インターネット接続サービス等利用料補助金

10. 申請手続の流れ …P11
11. 申請手続の内容 …P12
12. 申請書類記入例 …P13

### 参考資料

- 補助金制度Q & A …P14
- 補助金交付要綱 …別紙

## 1 補助金の目的について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式に対応し、効率的な情報伝達方法の構築と事務の効率化に向けた取組を支援するため、公会堂等に情報通信機器を設置し、インターネット接続環境を整備する自治会に対し、「情報通信機器整備補助金」及び「インターネット接続サービス等利用料補助金」を交付します。

## 2 申請できる団体

自治会

※町内会単位での申請はできません。

※1つの自治会が同じ年度内に補助金の交付を受けられるのは1回限りです。

## 3 補助の対象となる事業

次の補助区分に分かれます。

補助区分	内容
(1) 情報通信機器整備補助金	・パソコン、タブレット端末、プリンタ等の情報通信機器の整備及びインターネット回線の引込み工事に対する補助金
(2) インターネット接続サービス等利用料補助金	・インターネット接続プロバイダー料金及び通信回線使用料、コンピュータウイルス対策費に対する補助金

※両方の補助を受けることができます。

## 4 補助金額について

補助区分により補助率、補助金額が異なります。

補助区分	補助率	補助金額
(1) 情報通信機器整備補助金	3分の1以内※	6万5,000円以内
(2) インターネット接続サービス等利用料補助金	3分の1以内	2万円以内（年間）

※令和3年度に限り、メモリ増設、SSD（増設・HDDからの換装）、HDD増設分の補助率を3分の2に嵩上げします。

## 5 補助の対象となる機器の具体例

次のような機器を補助対象とします。

パソコン、タブレット端末、メモリ増設、SSD（増設・HDDからの換装）、HDD増設、スキャナ、プリンタ、無線ルータ、ウェブカメラ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー、機器接続用ケーブルなど

※このほかにも、事務の電子化やインターネット環境の整備に必要なものがあれば、担当課にお問合せください。

## 6 補助金交付の条件

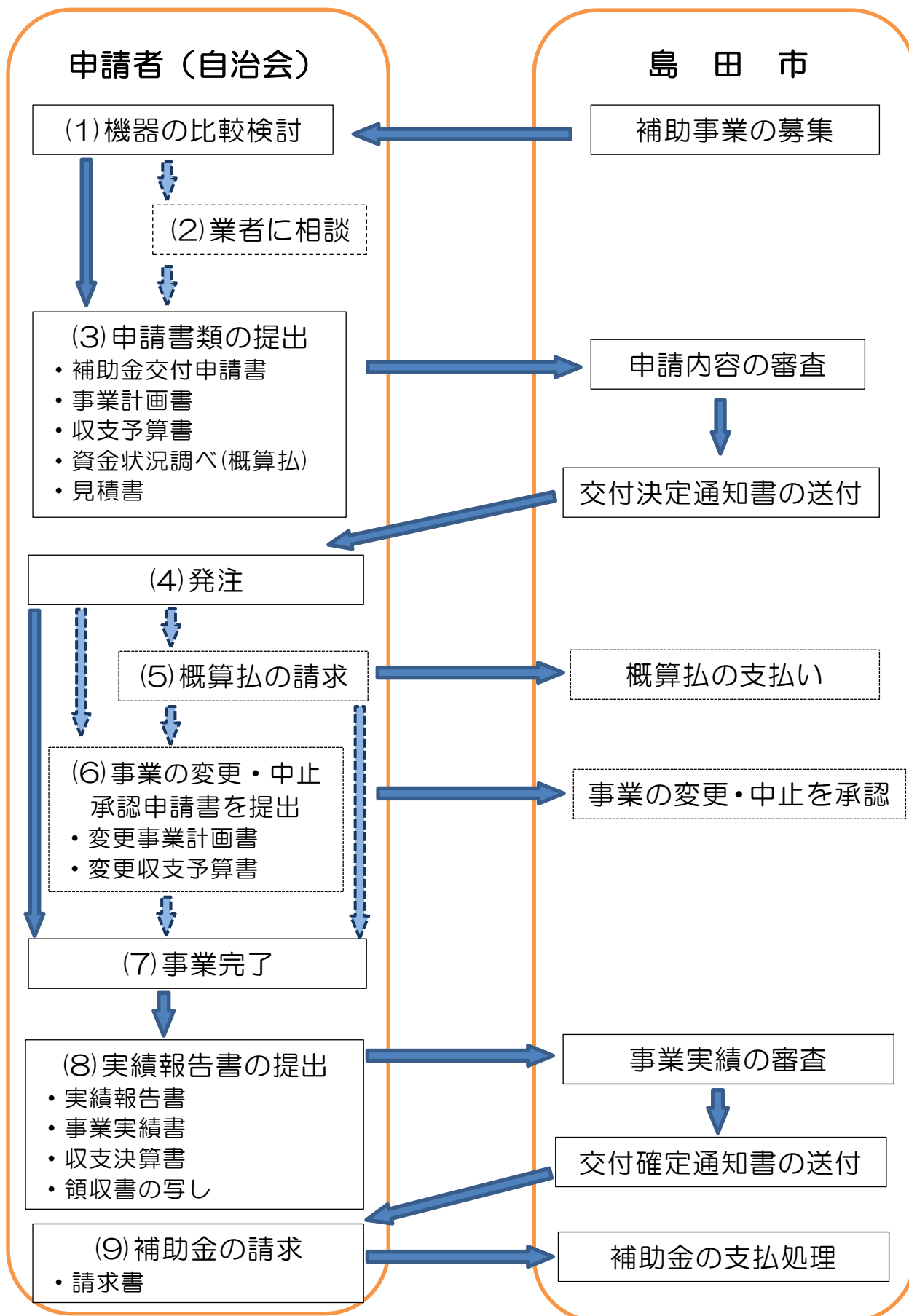
補助金の交付に当たって、次の条件を付します。

- (1) 情報通信機器をインターネットに接続できる環境が整備されていること。
- (2) 自治会の電子メールアドレスを取得すること。
- (3) 定期的に電子メールの受信状況を確認する体制を整えること。
- (4) コンピュータウイルス対策及び機器の盗難対策を講じること。
- (5) 個人情報保護対策を講じること。

- (1) 情報通信機器をインターネットに接続できる環境が整備されていること。  
電気通信事業者と契約して、インターネットに接続できる環境を用意してください。
- (2) 自治会の電子メールアドレスを取得すること。  
専用のメールアドレスを取得していない自治会については、新たに自治会のメールアドレスを取得してください。
- (3) 定期的に電子メールの受信状況を確認する体制を整えること。  
定期的に自治会あて電子メールの受信確認を行ってください。
- (4) コンピュータウイルス対策及び機器の盗難対策を講じること。  
ウイルス対策ソフトウェアをインストールし、最新の状態に保ってください。また、機器の使用・保管に関する責任者や保管方法を決め、役員交代時に引き継いでください。
- (5) 個人情報保護対策を講じること。  
次のような対策を講じてください。
  - ・パソコンやタブレットの起動用のパスワードを設定し、毎年（又は役員交代時に）更新する。
  - ・個人情報の含まれたファイルを保存しない、保存する場合はファイルにもパスワードを設定する。

# 自治会情報通信機器整備 補助金の申請手続

## 6 申請手続の流れ（情報通信機器整備補助金）



## 7 申請手続の内容（情報通信機器整備補助金）

### (1) 事前相談

情報通信機器の用途を検討し、購入する機器の種類を検討してください。必要に応じて事業者にご相談ください。購入予定機器が補助対象となるか分からない場合は、市民協働課にご相談ください。

### (2) 申請

発注前に下記の書類をそろえて申請してください。

#### <申請書類>

- ①自治会情報通信機器整備補助金交付申請書(P8の記入見本を御参照ください。)
  - ②事業計画書
  - ③収支予算書
- } P9~P10の記入見本を御参照ください。
- ④見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
  - ⑤機器の仕様が分かる書類の写し
  - ⑥その他市長が必要と認める書類

※後述「(4)補助金の概算払」を希望する場合には、「資金状況調べ」を併せて提出してください。



提出書類に御記入いただく自治会名、住所（所在地）、氏名及び印鑑は、統一してください。

ポイント

### (3) 発注

補助金の交付決定通知書が届きましたら、業者に発注してください。（購入する機器の変更や購入中止については、「(5)事業の変更・中止」を御参照ください。）



補助対象経費として認められるものは、交付決定日以降に支払った経費で、領収書（申請者の宛名となっているもの。）があるものに限られます。

ポイント



#### (4) 補助金の概算払

補助金の支払いは原則として事業の完了後（完了払い）ですが、申請団体が事業実施にあたり十分に資金を確保できない場合など、補助金の交付予定額の80%を限度に事前に交付することが可能です（概算払い）。この場合には、交付の決定を受けた後に、概算払請求書の提出が必要となりますので、市民協働課まで御相談ください。（補助金の受取方法は、「(8)補助金の請求」を参照）

<提出書類>

- ①概算払請求書



ポイント

事業完了後の提出書類（実績報告書、収支決算書、領収書の写しなど）に基づき、交付確定額が概算払によって先に受け取った額を下回ることとなった場合には、過払い分を返還していただきます。

#### (5) 事業の変更・中止

申請書に記載した補助対象経費の20パーセントを超える額の内容変更（購入機器の変更による増減や購入中止）をするときは、事前に市の承認を受ける必要があります。

この場合は、下記の書類を提出してください。

<提出書類>

- ①補助金交付変更承認申請書
- ②変更事業計画書
- ③変更収支予算書
- ④変更の内容が分かる書類の写し



ポイント

20パーセントを超える変更の場合、申請がないときは、補助対象として認められず、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。20パーセント以内の変更であれば、手続は不要です。

#### (6) 事業完了

機器の購入と通信回線の契約・引込み工事は、**2月末までに完了**させてください。



ポイント

2月末までに購入や工事の完了が困難な場合は、速やかに御相談ください。

## (7) 事業実績報告

事業の完了後、3月10日ごろまでに、下記の書類を御提出ください。

### <提出書類>

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③交付対象経費の領収書の写し
- ④購入機器の写真



ポイント

領収書の写しは、申請団体宛で、支払い明細が分かるものを提出してください。

## (8) 補助金の請求

事業実績報告に基づき、内容を確認・審査の上、交付確定通知書を送付しますので、請求書を作成して御提出ください。なお、補助金の受取方法は下記のとおりです。

### <補助金の受取方法>

請求書に記載された金融機関の口座に振り込みます。原則として交付申請団体名義の口座に振り込みます。個人名義の口座への振込みはできません。

### <提出書類>

- ①請求書（島田市指定様式）

## (9) その他

### ①補助金の交付決定の取消しについて

下記のいずれかに該当する場合には、補助金の全部または一部の交付決定を取り消しますので御注意ください。

- ・法令若しくは島田市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に違反し、又は補助金の交付に関する市長の指示に従わないとき。
- ・補助金の交付の条件に違反したとき。
- ・補助金を他の用途へ使用したとき。
- ・提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があったとき。
- ・暴力団と関係を有することが明らかになったとき。

### ②書類等の保存について

補助を受けた事業に関する領収書などの書類は、補助を受けた年度の年度末から5年間保存してください。必要に応じて提出をお願いする場合がありますので、公的な書類として適正な管理に努めてください。

## 自治会情報通信機器整備補助金交付申請書

令和 ●年 ●月 ●日

島田市長

申請者 自治会等の名称 ○○自治会  
 代表者の住所 島田市1234  
 職名 自治会長  
 代表者の氏名 氏名  
 電話番号 12-3456

代表者の印を押してください

印

令和 ●年度において島田市自治会情報通信機器整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 <記入不要> 円

2 補助金を必要とする理由  
 （記載例）効率的な情報伝達方法の構築と事務の効率化を図ることを目的に、公会堂に情報通信機器を整備するため。

3 概算払の承認申請

交付決定の上は、概算払を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(1) 金額 <記入不要> 円

(2) 理由 （記載例）事業を実施するための十分な予算措置がなく、手元資金だけでは賅えないため。

(3) 時期 令和 ●年 ●月

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 機器の見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) 機器の仕様が分かる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式（第7条、第10条、第11条関係関係）

事業計画書（~~変更事業計画書、事業実績書~~）

必要ない字句を取り消し線で消してください。

機器設置場所		名称：●●●●公会堂			
		所在地：島田市●●●●町●●●●番地			
電気通信事業者 ※電気通信役務を提供する事業者		名称：株式会社●●●●●			
		所在地：●●●●市●●●●町●●●●番地			
電子メールアドレス					
事業の内容	※該当する項目を☑してしてください。 機器の購入	☑電子計算機（タブレット型端末を含む。） メーカー：●●●●● 型番：●●●●●	円 110,000	円 110,000	円 0
		☑プリンタ・スキャナ	20,000	20,000	0
		☑無線ルータ	30,000	30,000	0
		☑プロジェクター	30,000	30,000	0
		□スクリーン			
		☑その他 ( 収納保管庫 )	5,000	5,000	0
		□その他 ( )			
		□その他 ( )			
	回線引込み工事		25,000	5,000	20,000
	合 計		220,000	200,000	20,000
事業実施時期		機器の購入時期 令和 ●年 ●月 ●日 機器の設置完了時期 令和 ●年 ▲月 ▲日			

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（~~変更収支予算書、収支決算書~~）

1 収入の部

区 分	予算額	円	比 較		備考
			増	△減	
市補助金	200,000	円	円	円	
地元負担金	20,000				
計	220,000				

2 支出の部

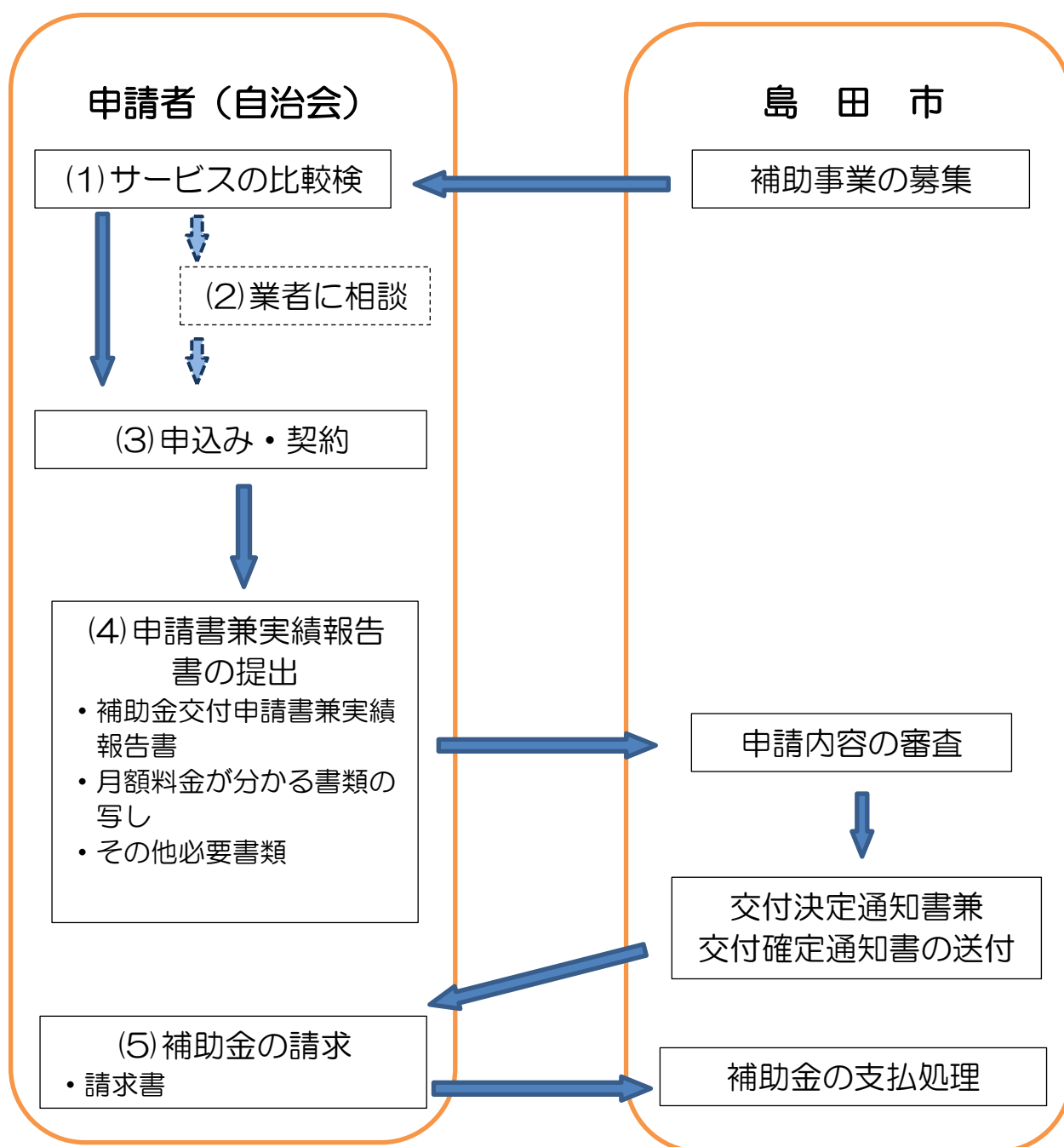
区 分	予算額	円	比 較		備考
			増	△減	
自治会情報通信機器 整備事業	220,000	円	円	円	
計	220,000				

事業費（税込）を記入

事業費（税込）を記入

# 自治会インターネット接続 サービス等利用料補助金

## 6 申請手続の流れ（インターネット接続サービス等利用料補助金）



## 7 申請手続の内容（インターネット接続サービス等利用料補助金）

### (1) 事前相談

インターネット接続サービスの契約内容を検討し、必要に応じて事業者にご相談してください。



サービス内容や利用料金を十分検討し、事業者にサービス利用を申し込んでください。

ポイント

### (2) 申請兼実績報告

4月分からが対象です。6月30日（水）までに次の書類を提出してください。（年度途中で契約開始の場合は開始月分から対象です。通信事業者と契約を締結後に申請をしてください。）

#### <申請書類>

- ①自治会インターネット接続サービス等利用料補助金交付申請書兼実績報告書（P13の記入見本を御参照ください。）
- ②月額料金が分かる書類の写し（4月分の領収書の写し）
- ③その他市長が必要と認める書類



利用料補助金の手続は、交付申請と実績報告を兼ねているので、1回で済ませることが出来ます。

ポイント

### (3) 補助金の請求

交付申請書兼実績報告書に基づき、内容を確認・審査の上、交付決定通知書兼交付確定通知書を送付しますので、請求書を作成して御提出ください。なお、補助金の受取方法は下記のとおりです。

#### <補助金の受取方法>

請求書に記載された口座に振り込みます。原則として交付申請団体名義の口座に振り込みます。個人名義の口座への振込みはできません。

#### <提出書類>

- ①請求書（島田市指定様式）



記入例

自治会インターネット接続サービス等利用料補助金交付申請書兼実績報告書

令和 ●年 ●月 ●日

申請者 自治会等の名称 ○○自治会  
 代表者の住所 島田市1234  
 職名 自治会長  
 代表者の氏名 氏名 印  
 電話番号 12-3456

代表者の印を押し  
 てください

令和 ●年度においてインターネット接続サービス等利用料補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 補助対象経費及び交付申請額

契約事業者の名称	株式会社●●●●		
サービス利用料	月額 ●●●●円	●●月＝(A)	●●●●●円
コンピューターウイルス対策費用		年額	▲▲▲▲円
補助対象経費		(A) + (B) 合計	■●●●●●円
交付申請額	補助対象経費 × 1 / 3 =		限20,000円) ★★★★★円

2 添付書類

- (1) インターネット接続サービス利用料の月
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と

枠内は記入不要です。

## 自治会情報通信機器整備補助金交付事業Q&A

### <補助対象事業について>

Q 1 : 自治会は公会堂を持たず、町内会の複数の公会堂を使用していますが、情報通信機器整備の補助金を受けることは可能ですか？

A 1 : 自治会としての使用頻度を考慮してパソコン等を設置し、インターネット回線を引くことを検討していただきたいと思います。事情により1箇所の公会堂を決めることが難しい場合は、モバイルルーターを契約して、移動可能なインターネット環境を整備し、普段は自治会役員の自宅等で機器を保管する方法も検討してください。

Q 2 : 自治会に複数の公会堂があり、それぞれに情報通信機器とインターネット環境を整備したいのですが、補助の対象になりますか？

A 2 : 補助金の限度額内（1自治会当たり機器整備6万5,000円、通信費2万円）であれば、自治会の判断で複数の公会堂に機器を整備し、インターネット環境を整備していただくことも可能です。

Q 3 : 公会堂には機器を保管できる場所がないが、どうしたらいいか？

A 3 : その場合は、機器を収納できるキャビネットも補助対象とします。

Q 4 : 既に自治会所有のパソコンがあるので、今回は周辺機器の整備に補助金を利用してもいいですか？

A 4 : この補助金は、パソコンとインターネット環境を整備していただくことが主目的なので、パソコンが整備済みであれば、周辺機器の整備に補助金を利用していただくことが可能です。なお、所有しているパソコンのOSが古い場合は、補助金を利用して買い替えやOSの更新を検討してください。

Q 5 : 補助金を活用して機器整備だけ行い、インターネット契約はしなくてもいいですか？

A 5 : 既に公会堂等にインターネット回線が引かれているのであれば問題ありませんが、引かれていない場合は、補助金の交付条件（P2を御参照ください。）を満たさないことから、機器整備分についても補助対象となりません。

Q 6 : 情報通信機器の補助対象に、複写機や印刷機は含まれますか？

A 6 : 複写機や印刷機は補助対象に含まれません。「公会堂整備事業費補助金」の補助対象になりますので、そちらでの補助金の申請を御検討ください。

Q 7 : インターネットの操作に自信がありません。操作方法がわからない場合はどちらに相談したら良いですが？

A 7 : 島田市と島田市自治会連合会と㈱TOKAI ケーブルネットワークの3者で自治会デジタル化推進事業に関する連携協定を締結しています。情報通信機器導入後のサポート体制として、㈱TOKAI ケーブルネットワークが専任の訪問スタッフとヘルプデスクを設置しています。機器の使い方やインターネット等を利用するうえで困り事がありましたら市民協働課へ御連絡ください。このほか、市では高齢者の方などがスマートフォンを安心して利用していただくことができるよう「デジタル活用支援員」を設けております（担当課：デジタルトランスフォーメーション推進課）。講座の開催やサポートデスクを設置しておりますので、お気軽に御相談ください。

Q 8 : 自治会では市の公共施設を会合に使用しています。補助金を利用して、公共施設にパソコン等を配備しても構いませんか？インターネット回線は、市が施設に引いているので、それを使ってもいいですか？

A 8 : 市の公共施設に配備する場合は、保管場所や管理方法、回線の利用等について施設管理者と協議して承諾又は許可を得てください。

**市民協働課 自治推進担当**

**TEL:36-7403**

**FAX:37-8200**